

令和4年4月から

# 南九州市景観計画及び南九州市景観条例

が施行されました

「**南九州市景観計画**」は市全域を対象とし、本市特有の景観を守り・育て・活用するための基本方針を定めたものであり、市民・事業者・行政が一体となって、魅力ある南九州市ならではの景観を創り上げていくことを目的としています。

景観形成重点地区の指定や景観形成のルールなど市民の皆さんと協力し、地域性を大切にしたい景観まちづくりを進めるための仕組みが設けられており、景観を守り、また、新たな景観を創出することで地域への誇りと南九州市への愛着を醸成していきます。

・南九州市景観条例（抜粋）

第1条 この条例は、景観法の施行に関して必要な事項その他良好な景観形成に関して必要な事項を定め、市、市民及び事業者相互の連携及び協力の下に、良好な景観形成を図り、もって地域の特性を活かした個性豊かで魅力的なまちづくりの実現に寄与することを目的とする。



「**南九州市景観条例**」により「**景観法**」に基づく届け出が必要となります。

大規模な建築物の建築や工作物の建設、開発行為、土砂の採取、木竹の伐採等を行う場合は、事前に届出する必要があります。（令和4年6月1日から運用開始）

○届出が必要となる行為の種類等

| 分類                 | 行為の種類                 | 規模・要件                                                        |             |
|--------------------|-----------------------|--------------------------------------------------------------|-------------|
| 建築物                | 新築、増築、改築又は移転          | ・延べ床面積が500㎡を超えるもの<br>・高さが13mを超えるものもしくは地上3階以上の建物              |             |
| 工作物                | 新築、増築、改築又は移転          | 煙突                                                           | 高さ6mを超えるもの  |
|                    |                       | 鉄柱、木柱等                                                       | 高さ15mを超えるもの |
|                    |                       | 広告塔、記念塔、電波塔等                                                 | 高さ4mを超えるもの  |
|                    |                       | 高架水槽、物見塔、サイロ等                                                | 高さ8mを超えるもの  |
|                    |                       | 擁壁、さく、堀                                                      | 高さ2mを超えるもの  |
| 上記建築物・工作物の要件を満たすもの | 外観変更を伴う修繕、模様替え、色彩の変更  | アスファルトプラント等の製造施設、石油・ガス・穀物等の貯蔵施設、自動車庫の用途に供する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場など |             |
|                    |                       | 太陽電池発電設備…出力10kW以上かつ面積1,000㎡以上                                |             |
|                    |                       | 風力発電設備……出力20kW以上                                             |             |
| 開発行為               | 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 | 開発面積が3,000㎡以上のもの                                             |             |
| 土地の開墾等             | 土地の開墾、土石類の採取、土地の形質の変更 | 都市計画区域内は1,000㎡以上のもの<br>都市計画区域外は3,000㎡以上のもの                   |             |
| 木竹の伐採              | 木竹の伐採                 | 地域森林計画の対象となっている森林で、3,000㎡以上のもの                               |             |
| 屋外における物件の堆積        | 土石、廃棄物、再生資源等の堆積       | 面積500㎡以上で高さが3m以上かつ仮置き期間が3か月以上                                |             |
| 屋外広告物              | 鹿児島県屋外広告物条例の許可が必要ないもの | 高さが4mを超えるもの                                                  |             |

※届出様式および添付書類などは南九州市のホームページからダウンロードできます。

ご不明な点や景観に関する情報などございましたら担当係までお問い合わせください。

【問】都市政策課 都市計画係

## 消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)説明会について ～事業者の方は、どなたでも参加できます！～

消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式」(いわゆる「インボイス制度」)が令和5年10月1日から導入され、令和3年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請の受け付けが始まりました。

適格請求書等保存方式とは、買い手が、仕入れに係る消費税額について、仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、売り手の事業者から交付を受けた「適格請求書(いわゆるインボイス)」などの保存を必要とする制度です。

税務署では、「インボイス制度の概要に関する説明会」を開催します。

**制度概要の説明後、引き続き登録申請手続きの方法をご説明した上で、実際の手続きを職員がサポートさせていただく時間(登録申請相談会)を設けておりますので、手続きにご不明な点がある方は、ぜひご参加ください。**

適格請求書等保存方式に関する詳しい情報は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)内の熊本国税局コーナーをご覧ください。

なお、適格請求書等保存方式及び軽減税率制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤル(電話 0120-205-553)で受け付けております。

| 開催日時         |             | 定員  | 要事前予約          | 開催場所                                                        |
|--------------|-------------|-----|----------------|-------------------------------------------------------------|
| 月日           | 時間          |     |                |                                                             |
| 5月26日<br>(木) | 13:30～15:30 | 12名 | 5月23日(月) 17時まで | 南九州市知覧町郡 6212 番地<br>知覧税務署 1階会議室<br>・定員に達し次第、締め切りとさせていただきます。 |
| 6月21日<br>(火) | 9:30～11:30  | 12名 | 6月17日(金) 17時まで |                                                             |
| 6月24日<br>(金) | 13:30～15:30 | 12名 | 6月20日(月) 17時まで |                                                             |

- 参加費用は無料です。
- 事前予約制で開催していますので、参加を希望する場合は、知覧税務署法人課税部門(電話 0993-83-2414【ダイヤルイン】)までご連絡ください。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した開催としており、今後新型コロナウイルス感染症などの急激な拡大などによって、開催が中止となる場合もあります。

【問】 知覧税務署(電話 0993-83-2414)

## 子ども医療費助成事業の対象拡充(住民税課税世帯の18歳まで)

子ども医療費助成事業の対象年齢を、令和4年6月から18歳(高校卒業)までに拡充します。現在受給資格者証をお持ちの方および登録申請をされた方に対し、令和4年5月末に受給資格者証(水色)を郵送しますので、令和4年6月1日以降の診療分からご使用ください。(住民税非課税世帯の方は、現在お持ちの受給資格者証をそのまま使用できます)

また、登録申請がお済みでない対象児童の保護者の方は、担当係で手続きをお願いします。



【問】  福祉課 子育て支援係  支所 福祉係

## 固定資産税の減免措置について（事業用に取得した資産）

南九州市では、事業用に取得した資産については固定資産税が優遇されます。  
取得後の申請はできませんのでご注意ください。詳しくは担当係へご連絡ください。

| 制度名                         | 対象業種                                                     | 対象となる資産                                                                                                   | 取得金額                                                                                                                                                                               | 減免措置                                                                        |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 先端設備等<br>導入計画による<br>課税免除    | 中小企業者<br>小規模事業者等                                         | ・機械装置<br>・工具<br>・器具備品<br>・建物付属設備<br>・構築物<br>※償却資産として課税されるものに限る                                            | 最低価額（1台1基の取得価額）<br>・機械装置160万円以上<br>・工具30万円以上<br>・器具備品30万円以上<br>・建物付属設備60万円以上<br>・構築物120万円以上                                                                                        | 固定資産税<br>課税免除<br>（3年間）                                                      |
| 過疎法による<br>固定資産税の<br>課税免除    | ・製造業<br>・旅館業<br>（下宿営業を除く）<br>・農林水産物等<br>販売業<br>・情報サービス業等 | ・工場用の建物及びその付<br>属設備<br>・上記の建物に係る土地<br>（取得後1年以内に建物<br>の建築に着手した場合）<br>・償却資産（機械及び装置<br>のうち、直接事業の用に<br>供するもの） | 製造業・旅館業（取得価額）<br>・資本金等5,000万円以下：500万円以上<br>・資本金等5,000万円～：1,000万円以上※<br>・資本金等1億円超～：2,000万円以上※<br>農林水産物等販売業・情報サービス業等<br>・資本金等5,000万円以下：500万円以上<br>・資本金等5,000万円～：500万円以上※<br>※新設、増設のみ |                                                                             |
| 半島振興法による<br>固定資産税の<br>不均一課税 | ・製造業<br>・旅館業<br>（下宿営業を除く）<br>・農林水産物等<br>販売業<br>・情報サービス業等 | ・工場用の建物及びその付<br>属設備<br>・償却資産（機械及び装置<br>のうち、直接事業の用に<br>供するもの）                                              | 製造業・旅館業（取得価額）<br>・個人又は資本金等1,000万円以下の法人<br>：500万円以上<br>・資本金等1,000万円超5,000万円以下の法人<br>：1,000万円以上<br>・資本金等5,000万円超の法人：2,000万円以上<br>農林水産物等販売業・情報サービス業等<br>取得価額：500万円以上                  |                                                                             |
|                             |                                                          |                                                                                                           |                                                                                                                                                                                    | 不均一課税<br>（3年間）<br>1年目<br>通常の税率×1/10<br>2年目<br>通常の税率×1/4<br>3年目<br>通常の税率×1/2 |

【問】知 商工観光課 商工水産係

## 7月の参議院議員通常選挙に向けて

～投票所まで行くことが困難な方は郵便等による不在者投票ができます～

### (1) 対象者

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳が戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、両下肢・心臓・肝臓などの障害がある方または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています。

※手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、市区町村の選挙管理委員会  
にお問い合わせください。

大事な投票、忘れずに！

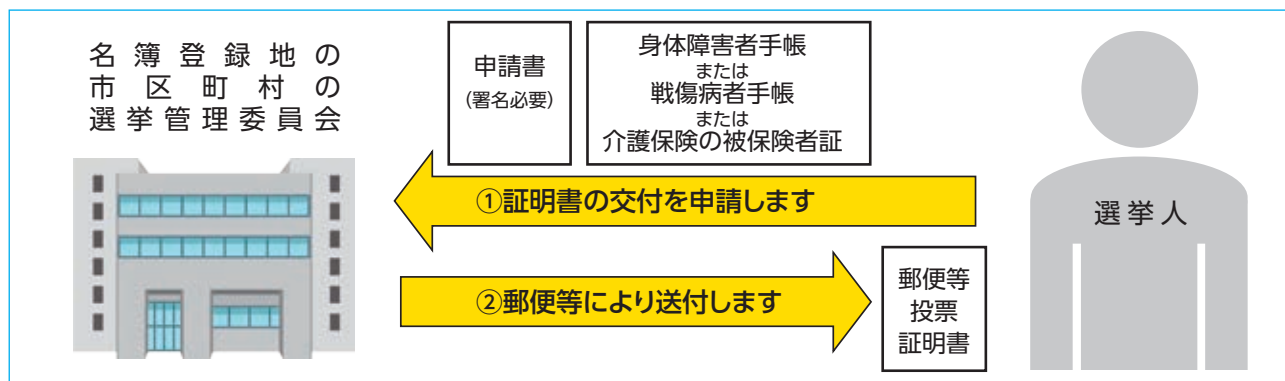


### (2) 手続き

#### ・郵便等投票証明書の交付申請

投票に先立って、郵便等による不在者投票をすることができる者であることを証明する「郵便等投票証明書」の交付を、選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に申請する必要があります。

申請に必要な書類は、選挙人が署名をした申請書、身体障害者手帳または戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証です。郵便等投票証明書は郵便等により選挙人へ送付されます。



【問】知 選挙管理委員会事務局

## 募集



### 食生活改善推進員

#### 養成講座の開催について

市では、正しい食生活の普及のため、新たに食生活推進員を養成するための講座を開催します。推進員として活動してみたい方は、ぜひお申し込みください。

■期間 7月～10月（計9回）

■時間 午後1時～4時（変更有）

■場所 知覧保健センター

■内容 年代別食育（乳幼児から高齢者まで）、メタボ予防の食事、バランスのとれた献立の立て方、調理実習、運動実技など

■対象者 市内にお住まいの方

■募集定員 15人（定員になり次第締め切ります）

■受講料 無料

■申込み 6月17日（金）までに、知覧保健センターへお申し込みください。講座の詳細については、後日通知します。

※養成講座を終了された方は、南九州市食生活改善推進員連絡協議会に入会し、活動していただくことになります。食生活改善推進員は、『私たちの健康は私たちの手で』を合言葉に、健康の基本である『食』について学び、それを地域に伝えるための活動を行っています。

【問】知覧保健センター

電話 0993-58-7221

### かごしま国体・かごしま大会 ダンス講習会参加者募集

令和5年に開催する燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会を盛り上げていくために、「ゆめく KIBAYANSE」ダンス講習会を開催します。どなたでも参加できますので、一緒に盛り上げていきましょう。

■期日 令和4年6月19日（日）

■場所 知覧体育館

■時間 ①10時～12時

②13時30分～15時30分

■参加料 無料（参加費あり）

■申込方法 参加申込書（県ホームページよりダウンロード）に記入の上、郵送、FAX、メールなどで申し込みください。電話でも受け付けます。

■申込期限 令和4年6月9日（木）

※詳しくは、県ホームページ内「開催要項」をご覧ください。



【申・問】燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会事務局（県庁内）  
電話 099-286-2906

## 相談

### 障害者相談員

「障害のお悩みなどの相談に応じます」

市民の中から次の方を障害者相談員として委嘱しています。

お気軽にご相談ください。

【身体障害者相談員（敬称略）】

上村 敏子 頼娃町牧之内

Tel 0993-36-0345

桑代 ひとみ 知覧町郡

Tel 0993-83-4401

前園 義秋 川辺町平山

Tel 0993-56-2922

【知的障害者相談員（敬称略）】

新平 ひとみ 頼娃町別府

Tel 0993-38-2121

福田 容子 知覧町郡

Tel 0993-83-2844

大谷 順子 川辺町両添

Tel 0993-56-0969

【担当】川 福祉課 障害福祉係



### 特設人権相談所の開設

特設人権相談所は、家庭内（結婚、夫婦、親子、相続）や隣近所のもめごとなど、日々の暮らしの中で起こるさまざまな人権に関する問題について、人権擁護委員が相談をお受けします。

予約は不要で、相談は無料。秘密は固く守られます。

日時 = 6月1日（水）午前10時～午後3時

場所 = ちらん夢郷館

【問】鹿児島地方法務局知覧支局 ☎ 0993-83-2208

### 6月の悩み相談室

家庭や職場、子育てや介護、DVやセクハラ、ジェンダー、LGBTQ、生理の貧困に関することなど悩みを抱えている方、どんなことでもお気軽にご相談ください。専門のカウンセラーが相談に応じ、秘密は固く守られます。

相談日時 = 6月18日（土）午後1時～5時  
（1人50分程度）

場所 = ちらん夢郷館

完全予約制 = 毎月1回開催されます

予約受付時間 午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

☎ 0993-83-2511（相談室予約専用内線 2222）

【問】知 まちづくり推進課 共生・協働推進係

## お知らせ

## 特定健診が始まります！

40歳から74歳までの、国民健康保険（国保）の皆さんが対象！

2月にお配りした健診希望調査により受診券が送られてきますので、個別健診を受診される方は医療機関に予約後、受診してください。集団健診の方は受診時間を指定させていただきます。受診券に記載の受診時間に、記載された保健センターへお越しください。

## 費用

○40歳になられる方（昭和57年4月1日～昭和58年3月31日生）  
＝無料

○41歳～74歳までの方＝800円

## 【個別健診】

場所＝市内の協力医療機関（事前に予約の上、受診してください。）

期間＝6月～8月のうち1カ月

※詳しくは受診券をご確認ください。

## 【集団健診】

場所＝各保健センター

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、受診時間を指定させていただきます。待ち時間の短縮化と密になることを避けるため、指定された時間にお越しください。

※集団健診を受ける方は、がん検診や腹部超音波検診なども同日に受

診できます。（別途費用が必要になる場合があります。）

## 期間＝

○川辺地域：7月17日（日）

7月21日（木）

○頤娃地域：7月26日（火）

7月30日（土）

○知覧地域：8月2日（火）

8月6日（土）

## 【30歳代健診】

※30歳代の国保の方全員に、集団健診をご案内します。

【問】健康増進課 保険係

【知】保健センター内 健康推進係

児童手当現況届の取り扱い  
および変更手続きのお願い

改正児童手当法等が令和4年6月に施行されることにより、毎年6月に提出していただいていた現況届は、公簿等で現況が確認できる場合には提出不要となります。確認できない場合にはこれまでどおり現況届の提出が必要となるため、対象となる方には通知文を送付します。

※この取り扱いとは令和4年の現況届から適用されます。令和3年の現況届が未提出の場合は、提出が必要となります。また、以下の変更事項があった場合には届出が必要となりますので、担当課で手続きをお願いします。

①受給者や配偶者、児童の住所・氏名

が変わったとき。

②一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき。

③受給者の加入する年金が変わったとき。（受給者が公務員になったときを含む）

④離婚協議中の受給者が離婚をしたとき。

【問】福祉課 子育て支援係

【知・知】支所 福祉係

園芸振興機械施設等導入  
支援事業

農業機械などの購入に対し、次のような支援を行います。

■補助対象者＝市内に住所を有する認定農業者（法人を除く）、新規就農者および販売を行う兼業農家など

■補助対象経費＝農業用機械、被覆施設等の購入に係る経費（税抜き額）

■対象外＝茶、畜産用の機械。税抜き価格10万円未満のもの。刈払機などの農業以外でも使用できるもの。補助金交付決定の前に発注しているもの。

■補助金額＝補助対象経費の3分の1以内（上限50万円）

■申請期限＝6月17日（金）まで

※申請多数の場合は、選考いたします。

【問】農政課 生産流通指導係

【知・知】支所 農林係

「出会い応援事業」に  
補助金を交付します！

市では、未婚の方の交流を促進するために「出会い応援事業」を実施します。

この事業は、民間の非営利団体および複数の企業などから、幅広い企画提案を募集し、審査を経て採択された事業者に対し補助金を交付するものです。

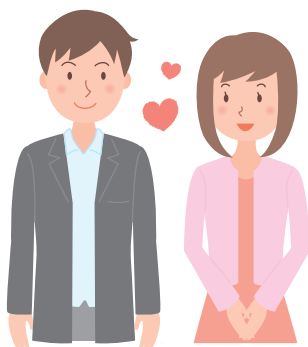
補助金の交付を希望する団体などは、担当係へご相談ください。

## ■補助金限度額＝

・民間の非営利団体など：10万円  
・複数の企業など：5万円

■募集企画数＝2企画程度

【問】企画課 企画係



## 自分育ての出前講座

研修会、学習会などに「無料」で講師を派遣します。地域での学びの機会に積極的にご活用ください！

### 【対象】

おおむね10人以上参加できる市内の事業所・学校・団体・グループ

### 【料金】

無料

※ただし、会場の手配や当日の運営は主催者で行ってください。

### 【講座内容】

ワークライフバランス、LGBTQ、子育てと仕事の両立など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

### 【その他】

開催日時は、原則として平日午前10時～午後9時の間で1、2時間程度

### 【申込方法】

開催希望の1カ月前までに、申込書を担当係まで提出してください。

※申込書は市ホームページからダウンロードできます。

※予算に限りがあるため、先着順とさせていただきます。

【問】 知 まちづくり推進課 共生・協働推進係

## 市道 鬼口大隣線（広域農道）に架かる「滝見大橋」の全面通行止めについて

頼娃地域の市道鬼口大隣線（広域農道）飯山交差点付近に架かる滝見大橋は、補修工事のため、令和4年6月から8月の3ヶ月間、全面通行止めとなります。

事前に迂回路の案内看板を設置いたします。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

### 【問】 頼

耕地林務課 耕地係



## 水稻の病害虫は無人ヘリで一斉防除

産業用無人ヘリコプターによる水稻防除作業の申し込みを受け付けます。3回の防除を実施します。（8月上旬、8月下旬、9月上旬を予定）水田耕作地域における集団散布が、より効果的です。

対象病害虫は、カメムシ類、ウンカ類、紋枯病、いもち病です。コブノメイガ、稲こうじ病などは対象外です。どんなことでもお気軽にお問い合わせください。

10アールあたりの作業料金は一回あたり2,200円＋農薬代

■ 申込み期限 6月10日（金）

【問】 公益社団法人南九州市農業公社（南九州市役所川辺庁舎内）



## 二十歳のつどい（旧成人式）について

民法改正により、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これに伴い、南九州市では「成人式」を二十歳のつどい（はたちのつどい）と名称変更して行います。

開催方法は、これまでと同様に20歳を迎える方を対象に、期日や場所なども従来どおりを予定しています。

■ 期日 令和5年1月3日（火）

■ 場所 知覧文化会館

※8月ごろに実行委員を募集して準備を進め、10月ごろに対象者へ案内ハガキを送付する予定です。

【問】 社会教育課 社会教育係

## ごみについて出前講座を行います

皆さん、ごみについて考えたことがありますか？ごみについて知っていますか？

ごみは地球環境を考える上で避けては通れない問題です。今、私たちに何ができるか、また何をしなければならぬのか考えてみませんか。自治会や各団体へごみについての出前講座を行いますので、興味がある方はぜひ担当係までご相談ください。

【問】 市民生活課 生活衛生係